

[事案 2024-10] 入院給付金支払請求

・令和6年10月16日 裁定終了

<事案の概要>

約款上の支払事由に該当しないことを理由に、入院給付金が支払われなかったことを不服として、給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

乳がん術後のため平成28年7月から令和3年6月までの間に8回にわたり入院した後、右乳房下内側部乳がん術後・放射線治療後のため、令和4年8月から同年10月まで入院（入院①）したため、平成13年1月に契約したがん保険にもとづき入院給付金を請求したところ、支払われた。さらにその後、右乳房下内側部乳がんの術後・右腋窩拘縮痛のため令和5年7月から同年9月まで入院（入院②）したため、本契約にもとづき入院給付金を請求したところ、約款上の支払事由に該当しないことを理由に支払われなかった。しかし、以下等の理由により、給付金を支払ってほしい。

- (1) 入院②における治療は、がんの治療を目的とするものであり、約款上の支払事由に該当する。
- (2) 入院②で行った温熱治療は国が認めた治療である。
- (3) 入院①まで給付金が支払われていたのに、入院②では支払われないのはおかしい。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 入院②の入院先であるA病院、経過観察を行ったB病院の回答書は、いずれも申立人ががんの再発・遺残・転移がなかったと回答しており、入院②が、がんの治療を直接の目的とする入院であるとは認められない。
- (2) 実施された温熱療法は外来で十分可能なものであり、入院の必要性もない。
- (3) がんの診断確定から6年が経過した入院①においても、がんの再発等はなく、支払事由を満たしていなかったが、顧客保護の観点から、本来は支払対象ではないが、今回限りとして支払う旨を説明し、申立人の了承を得て支払ったものであった。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理のほか、申立人の主張等を確認するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の請求は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。